

創 巡 贈  
る る る  
——  
おおくま。

2050 ゼロカーボン宣言

大熊町

Okuma Town

# 町民の皆さまへ

## 令和2年度町政懇談会に代えて

本資料の最終ページがお問い合わせ用紙になっています。

ご意見やご質問をご記入後に切り取っていただき、

同封した返信用封筒でお送りください。

各ページに記載した各課電話番号にご連絡いただいても結構です。

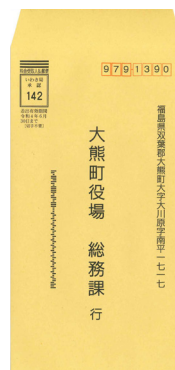
お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

<町政懇談会資料に関するお問い合わせ用紙>  
〒979-1999 大熊町 大熊町役場 総務課

お名前	姓	名
〒		
町		
番		
区		
丁目		
番		
号		
〒		
町		
番		
区		
丁目		
番		
号		
〒		
町		
番		
区		
丁目		
番		
号		

〒979-1999 大熊町 大熊町役場 総務課

お名前	姓	名
〒		
町		
番		
区		
丁目		
番		
号		
〒		
町		
番		
区		
丁目		
番		
号		



## 町民の皆さまへ



今年度、皆さまの近くに伺い、町施策に関して意見を交わす町政懇談会を予定しておりましたが、世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は一向に収束の気配を見せないため、残念ながら感染拡大防止のため中止することとしました。

昨年11月に町長となり、本来であれば直接皆さまに町の施策をご説明し、皆さまからもご意見を伺う場を設けるところですが、このような状況の中で皆さまの安全を守る上ではやむを得ない判断でありましたことを、ご了承いただければ幸いです。

今回、その代わりとして、本冊子を皆さまのもとにお届けしました。皆さまの暮らしや今後の町のあり方などに関わる重要事項を部署単位でまとめましたので、ぜひお読みいただき、ふるさと大熊町の町政運営に理解を深めていただきたいと思います。各部署のページにお問い合わせ先も掲載しましたので、ご質問やご意見をお寄せください。なお、特に重要な2点について、右ページに考えを述べました。

帰町された方、県内、県外に避難されている方と、お一人お一人の置かれている立場は異なりますが、心は一つです。

最後になりますが、くれぐれもご健康には留意されますようお願い申し上げます。

令和2年10月 大熊町長 吉田 淳

## ■ 特定復興再生拠点区域外の今後（6～7ページ）

町内の帰還困難区域のうち、令和4年春の解除が予定されている特定復興再生拠点区域から外れた、いわゆる「白地」のエリアにつきましては、解除に向けた時間軸の明示や特定復興再生拠点区域の拡大など、国に対し再三要望を行っております。

国はこれまで、地域の実情、土地活用の意向や動向分析などをふまえ、政策の方向性を検討するとしておりますので、今後も引き続き国に対し、帰還困難区域全域を除染の上で避難指示解除することを求めています。

## ■ 2050 ゼロカーボン宣言（8～9ページ）

地球規模の気候変動が問題となっており、その一因と考えられる地球温暖化対策には一刻の猶予も許されません。たとえ小さな町でも無関係ではいられないはずです。当町が表明した2050ゼロカーボン宣言は地球環境に配慮し、二酸化炭素の排出を2050年までに実質ゼロにする試みです。

同じ時期、東京電力福島第一原発の廃炉、そして中間貯蔵施設からの除染廃棄物の県外搬出が見通されます。当町にとって極めて重要な節目の時に、私たちはどのような町であるべきなのか。それは今を生きる私たちが未来から与えられた宿題であると考えます。

## ■大川原地区

放射線量が低く、復興拠点としていち早く整備が始まった大川原地区には、これまでに町役場庁舎、災害公営住宅、再生賃貸住宅、福祉施設などが建設されました。

現在は、役場庁舎の東隣りに、3施設で構成する交流ゾーンの整備が行われており、町に住む方が生きがいや復興を実感でき、町を訪れる方を温かく迎え入れるような空間を創出します。具体的には、多種多様な立場の方々が行き交う場「交流施設」、生活・社会インフラとして欠かせない場「商業施設」、一時的な滞在が可能な憩いの場「宿泊温泉施設」です。平成30年3月に策定した「大熊町交流ゾーン整備基本計画」に基づき、現在は実施設計および建設工事に取り組んでいる段階です。このほか、教育施設の整備計画も進めています。

- ・事業名称

大熊町交流ゾーン整備

- ・事業区域

大熊町大字大川原字南平

- ・事業面積

約 15,290㎡

- ・整備施設

交流施設 商業施設 宿泊温泉施設

### <これまでの経緯と今後の予定>

平成30年3月	「大熊町交流ゾーン基本計画」策定
11月	「大熊町交流ゾーン基本設計」完了
令和元年9月	「大熊町交流ゾーン実施設計」開始
令和2年3月	商業施設の実施設計完了
4月	商業施設の着工
8月	交流施設、宿泊温泉施設の実施設計完了
秋	交流施設、宿泊温泉施設の着工予定
令和3年春	商業施設の開業予定
冬	交流施設・宿泊温泉施設の開業予定



## <大川原地区の全体イメージ>

### 【交流施設】

- ・多目的ホール（400人収容）、研修室、運動スタジオ、音楽スタジオ、クッキングスタジオ、図書コーナー、キッズコーナー、その他



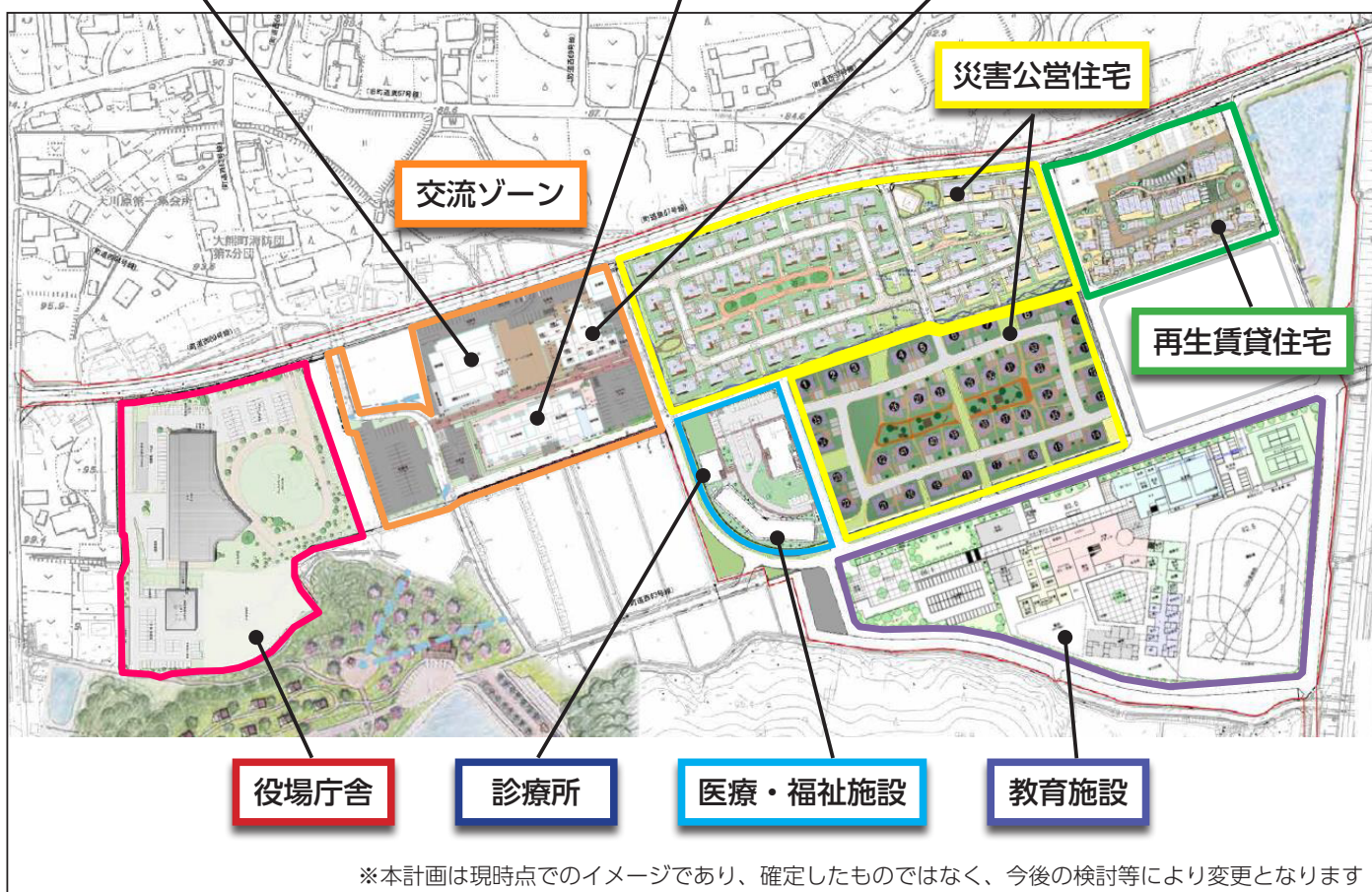
### 【宿泊温浴施設】

- ・宿泊施設  
13室（小4室、中8室、大1室）、食事室
- ・温浴施設  
宿泊者向け（立ち寄り入浴も可）



### 【商業施設】

- ・コンビニエンスストア1店舗
- ・小売等店舗8店舗  
飲食店×4、日用雑貨店、電器店、理容・美容店、コインランドリー



## ■下野上地区

平成 29 年に国の認定を受けた「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、JR 大野駅周辺および下野上エリアを特定復興再生拠点区域として、住民の帰還や町外からの住民を受け入れる環境の整備を目指しています。

エリア内は公益・業務施設用地、住宅用地、産業用地等の造成および道路等を整備することにより、中長期的な復興を見据えた施設の整備、産業と生活の場を作ることとし、「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画決定を行いました。令和 2 年 7 月には県から都市計画事業の認可を受け、新たなまちづくりが始まっています。

- ・事業名称

下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業

- ・事業区域

大熊町大字下野上字大野、鮎沢および原の各一部の区域および大字熊字旭台の一部の区域（次ページ参照）

- ・事業面積

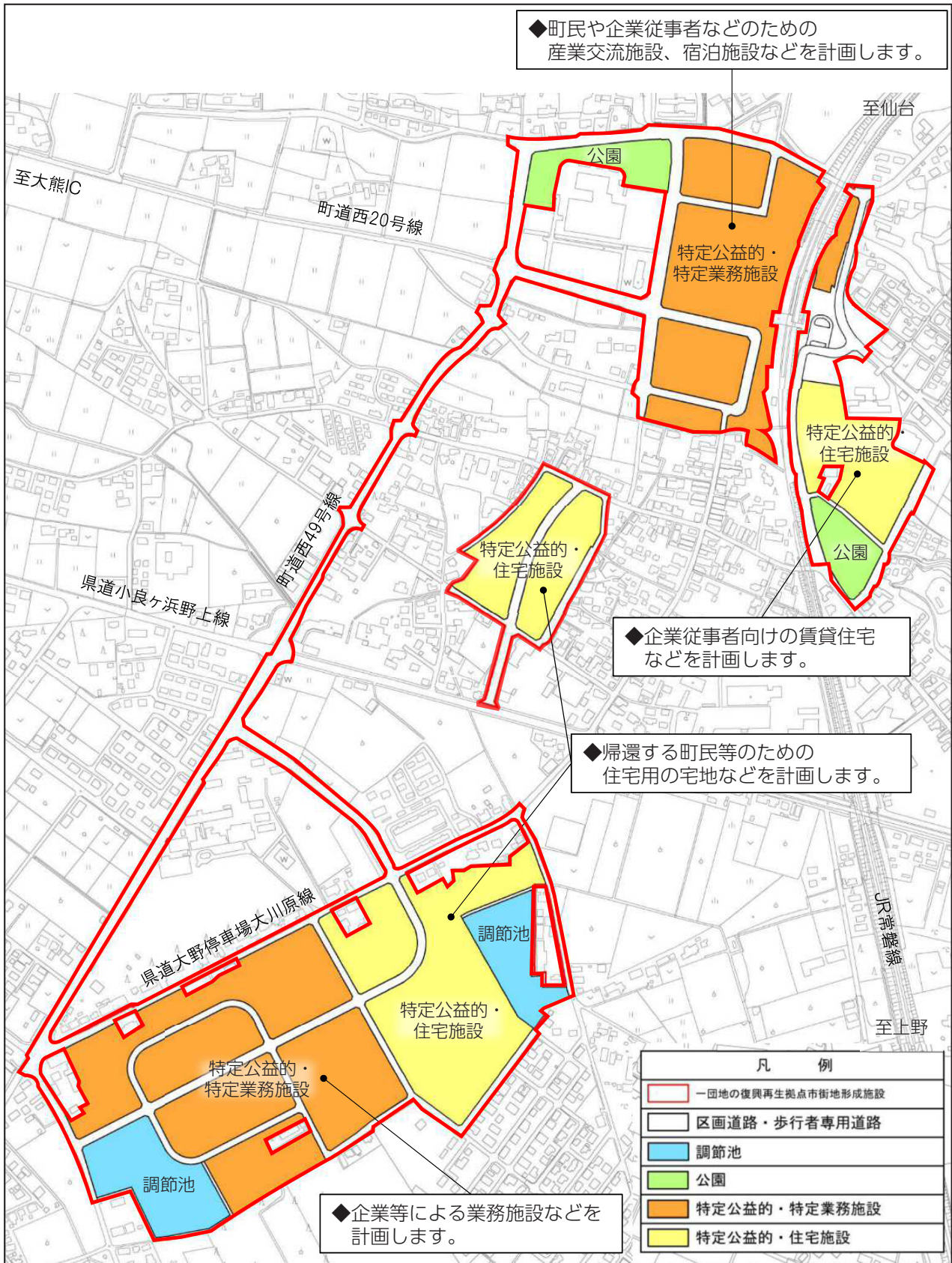
約 41.8 h a（土地利用計画は次ページ参照）

- ・事業期間

令和 2 年 7 月 3 日～令和 7 年 3 月 31 日（予定）

### <これまでの経緯と今後の予定>

平成 29 年 11 月 10 日	大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定
令和元年 12 月 14～15 日	都市計画の決定等に係る住民説明会（会津若松、いわき、郡山）
令和 2 年 4 月 16～30 日	都市計画案の縦覧（役場本庁舎、会津若松、いわき、郡山）
6 月 2 日	「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」都市計画決定
7 月 3 日	「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」事業認可
令和 4 年春頃	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
令和 4 年度	旧梨畑エリア産業用敷地等の整備
令和 5 年度	J R 大野駅西側産業交流施設等の整備
令和 6 年度	住宅用地の整備
令和 6 年度末	事業完了



### ■ 2050 ゼロカーボン宣言

令和元年5月の役場庁舎開庁を皮切りに、災害公営住宅の入居開始や交流ゾーンの整備など、大熊町の復興は一步ずつ前進していますが、賑わいを取り戻し、町として自立していくためには、震災前からの町民の帰還はもちろんのこと、新たな町民との協働が必要不可欠です。

一方、世界に目を向けると、パリ協定の発効や近年増加する異常気象を受け、気候変動対策の重要性が大きくクローズアップされ、二酸化炭素の排出を大きく削減し2050年に実質ゼロとするゼロカーボンが世界共通の課題となっており、国がこのような脱炭素政策を成長戦略と位置づけ、その推進を図っています。

こうした状況を踏まえ、原発事故を経験した大熊町だからこそ、原発や化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むことを決意し、2050年までのゼロカーボンへの挑戦を宣言しました。

将来大熊町が、「原発事故があった町」ではなく、「ゼロカーボントウンの先進地」として、子や孫の世代に誇りをもって語れるまちを目指します。

今後、「2050年ゼロカーボン」達成のための長期的なビジョンを策定するとともに、「創る」「巡る」「贈る」の理念に基づいた右ページの具体的施策を検討します。この挑戦はかつてない転換が求められ、実現までには多くの課題がありますが、既存の枠組みにこだわらず、広くアイデアや技術を募り、イノベーションの創発を促し、一步一步課題解決に取り組んでいきます。

#### <これまでの経緯と今後の予定>

令和元年10月	再生可能エネルギーPTを組織し検討を開始
令和2年2月	大熊町 2050 ゼロカーボン宣言
3月	大熊町再生エネルギー活用ビジョン公表
5月	ゼロカーボンPTを組織し検討を開始
令和3年3月	大熊町ゼロカーボンビジョン策定予定

以後、ビジョン実現のため、発電施設の整備、地域新電力の設立、下野上地区スマートコミュニティの整備等を中心に再エネ関連事業を進め、電気と経済を地域内で循環させ、町民生活の環境向上や、産業誘致への活用、ひいては復興事業の推進を図ります。





## ■施策のイメージ

### <理念>

- ・ 原発事故により全町避難を経験した町だからこそ、気候変動という世界共通の課題解決に取り組む
- ・ 将来大熊が、原発事故の町ではなく先進的なゼロカーボンタウンとして、私たちの子ども・孫たちが誇りを持って語れるまちづくりを進める



創る

地域資源を活用したエネルギー創出

太陽光、風力等の自然エネルギー



巡る

域内循環システム構築

スマートコミュニティ  
再エネ 100% 産業拠点  
地域新電力等



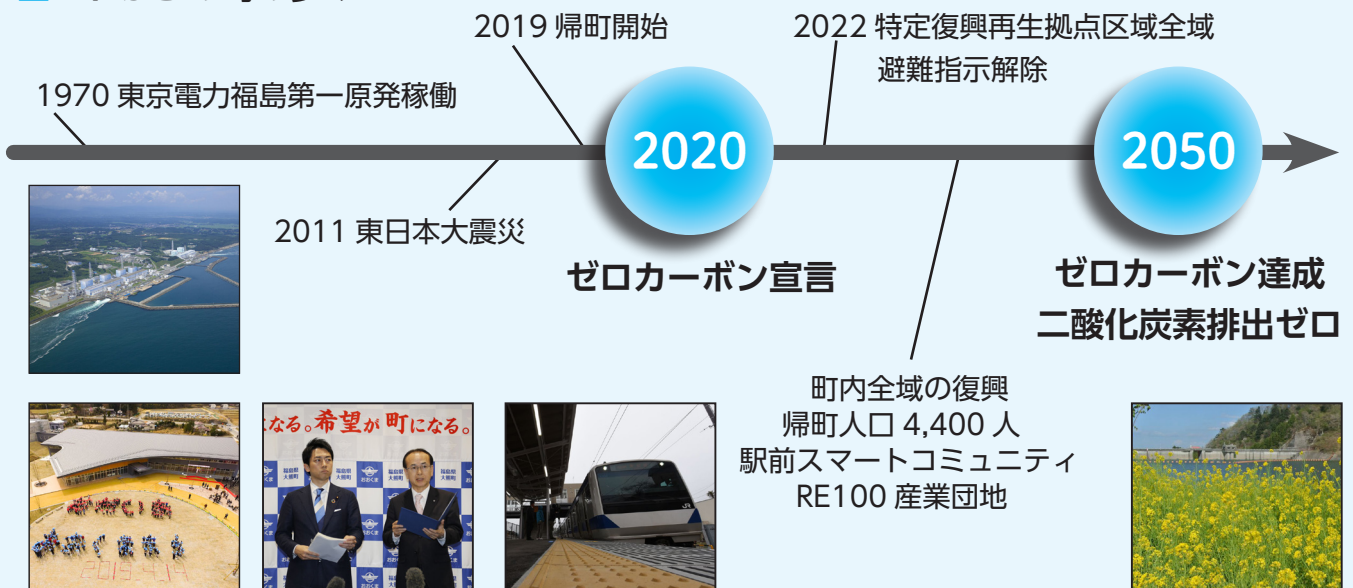
贈る

持続可能な大熊を将来世代へ

SDGs と教育  
社会的起業家支援等



## ■これからの町の歩み



### ■介護保険料等の負担再開について

避難指示が解除された区域に住民登録していて、基礎控除後の所得が600万円以上の被保険者（上位所得層）は、介護保険料等の減免対象外となり、保険料等が発生します。

平成31年4月に解除となりました中屋敷・大川原地区の上位所得層は、令和2年度は10月から6か月分、令和3年度からは4月分から保険料等を納めていただくこととなります。

※介護保険料等の減免については、国が毎年決めています

### ■診療所が開所します

令和3年1月、町立診療所を開所する予定です。診療所の概要は以下のとおりです。

- ・診療科目  
内科
- ・診療日  
週1回午前中（曜日は調整中）
- ・場所  
福祉事業者事務所内（大熊町役場本庁舎東側）

### ■放射線リスクコミュニケーション相談窓口

身の回りの放射線量が心配、家庭菜園で作った野菜は食べても大丈夫？など、放射性物質の身近な疑問や不安に応える相談窓口を開設しています。長崎大学の保健師、薬剤師が担当しています。大熊町にお気軽にご利用ください。

- ・日時  
毎週木曜日の午前中
- ・場所  
大熊町役場 保健福祉課（本庁舎1階）

※開設日は変更になることがありますので、事前に電話でご確認ください





## ■福祉関連施設が開所しました

令和2年4月、認知症高齢者グループホームと住民福祉センターが開所しました。両施設とも町役場本庁舎東側の同一敷地内（大川原字南平 1920-1）にあります。



### <認知症高齢者グループホーム「おおくまもみの木苑」>

介護保険で要支援2以上の認定を受け、かつ認知症の診断を受けた方が、専門のスタッフの援助を受け共同で生活する施設です。

- ・定員  
9人×2ユニットの合計18人（令和2年度は1ユニット9人）
- ・運営主体  
社会福祉法人おおくま福寿会

### <住民福祉センター>

会議室やトレーニング室などを有する、町民のための施設です。大熊町社会福祉協議会の事務所も入っており、町内の福祉活動の拠点です。

## ■インフルエンザ予防接種の費用を助成しています

町では毎年、65歳以上のお年寄りと中学生までのお子さんのインフルエンザ予防接種費用を助成しています。体調のよいとき、早めに接種しましょう。助成の対象となる接種期間がありますので、期間内に接種してください。

お年寄りの予防接種は無料、お子さんの予防接種は自費でご負担いただいた後に費用全額を助成する仕組みです。

※詳細は広報おおくま 10月1日号でご確認ください

## ■町県民税

現行の減免措置は令和4年度（令和3年分所得）まで継続します。令和5年度（令和4年分所得）以降は、所得1,000万円超え所得者の1割減免措置を終了します。その他の所得区分の減免措置についても見直すこととしています。

※町県民税の減免は町独自の措置で、国による避難指示解除に連動して終了するものではありません

## ■固定資産税

避難指示が解除された区域は、解除の翌年度から固定資産税の課税が再開されますが、3年間は地方税法の規定に基づき2分の1に減額されます。加えて最初の1年は、町条例により残り2分の1を全額減免します。

### <固定資産税の負担割合>

#### ●中屋敷・大川原地区（平成31年4月解除）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度～
0%	50%	50%	100%

※5月に税額通知書を送付しました

#### ●特定復興再生拠点区域（令和4年春解除予定）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
0%	50%	50%	100%

※令和5年5月中旬に税額通知書を送付予定

## ■住宅用地の特例

住宅（住居用家屋）が建っている宅地の税額は通常、200㎡まで6分の1、200㎡を超える分は3分の1に減額されます。

東日本大震災の被災地は、住宅を取り壊した宅地でも、震災後10年の令和3年度課税分までこの特例を適用されますが、それ以降も適用されるかは未定です。町内の宅地が特例を受けられるよう、町は国に延長を要望しています。万が一延長されない場合、町独自で解除後10年は特例を適用できるよう、条例の検討などを行います。



## ■軽自動車税

中屋敷・大川原地区に放置した軽車両に対する減免措置は昨年度で終了し、今年度から通常課税となっています。

帰還困難区域内に放置した軽車両については、引き続き申請により減免となります。

## ■国民健康保険税

避難指示が解除された区域に住民登録していて、基礎控除後の所得が600万円を超える世帯（上位所得層）は、解除の翌年度10月分から課税されます。平成31年4月に解除された中屋敷・大川原地区の上位所得層は、令和2年10月分から課税（6か月分）となり、令和3年度からは通常課税（1年分）となります。

※国民健康保険税の減免は毎年度、国の予算決定に基づき町が行っています

## ■家屋損壊調査

町では、これまで東日本大震災で被災した2,600棟を超える住宅の損壊調査を行い、り災証明書を発行してきました。令和2年度についても、9月現在で120件ほどの申請を受け付けています。

環境省に住宅の解体を依頼する場合や「被災者生活再建支援制度」を利用される場合は、り災証明書が必要です。町内のご自宅の解体を検討される方、「被災者生活再建支援制度」を利用されたい方は、家屋損壊調査についてご相談ください。

●でんわ 0240-23-7444 ●ファクス 0240-23-7846

●メール seikatushien@town.okuma.fukushima.jp

最新情報は  
こちらから



### ■災害公営住宅

- ・町内に帰還される方の住宅支援として、令和元年から令和2年にかけて災害公営住宅第1期および第2期を整備しました。また、主に新規転入者を対象とした再生賃貸住宅を令和元年に整備しました
- ・令和元年6月から災害公営住宅第1期50戸、10月から再生賃貸住宅40戸、令和2年5月から災害公営住宅第2期42戸の入居が開始となりました
- ・10月1日現在、災害公営住宅第1期は全50戸全て入居しています。再生賃貸住宅は38戸、災害公営住宅第2期は27戸、入居しています（新規申し込みまたは退去の関係で、入居戸数は変動します）

### ■帰還される方への支援

- ・帰還される方への支援として「ふるさと帰還支援事業」および「住宅清掃費補助事業」を実施しています
- ・ふるさと帰還支援事業では、町内のご自宅や公営住宅への移転費用を最大で20万円補助します（移転前住宅の所在地が県外で複数世帯の場合）
- ・住宅清掃費補助事業は、住むことを前提に大川原地区および中屋敷地区の自宅をハウスクリーニングした際、30万円を上限に実費を補助するものです

### ■生活再建支援制度

- ・被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に国が支援金を支給する制度です
- ・町が申請書の受付を行い、県を経由し、最終的には国の委託を受けた都道府県センターが審査および支給事務を行っています
- ・り災証明書の判定結果により全壊世帯、大規模半壊世帯およびやむを得ない理由により建物を解体した半壊世帯が支給対象です。支給額は最大300万円です

### ■ふるさと絆応援事業

- ・避難を余儀なくされた町民の生活を応援し、町と町民の絆を感じてもらうことを目的として、生活応援物資をお送りする事業で毎年実施しています
- ・生活応援物資には、お米や加工食品の他、町で生産したイチゴを使用したジャムなど、町との絆を感じてもらえるものを選定しています

●でんわ 0240-23-7829 ●ファクス 0240-23-7843

●メール kankyoutaisaku@town.okuma.fukushima.jp

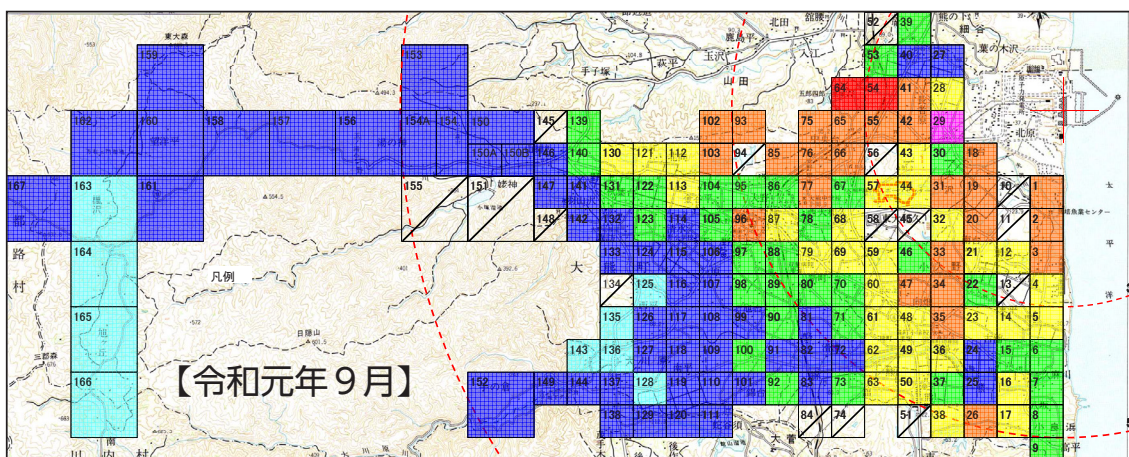
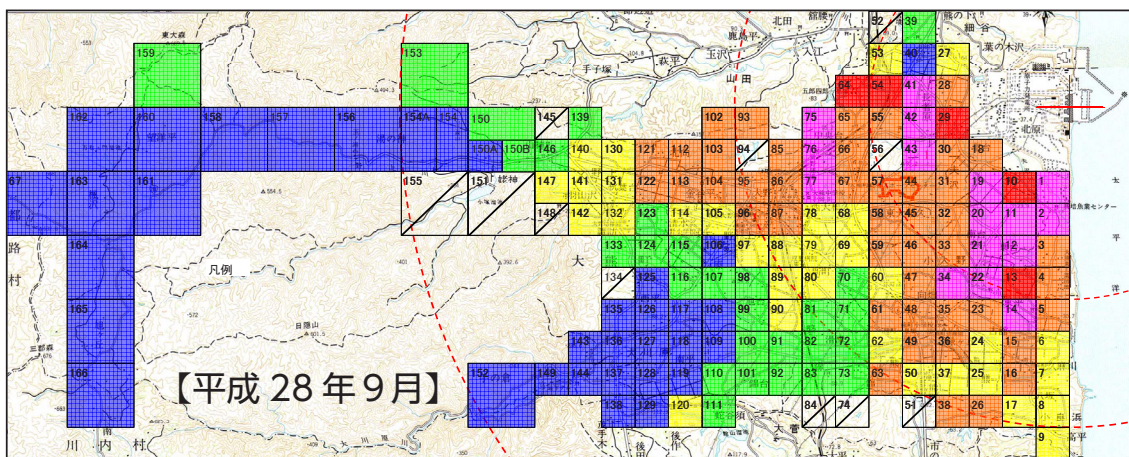
最新情報は  
こちらから



## ■町内放射線量の推移

■ 15以上 ■ 9.6-15未満 ■ 3.8-9.6未満 ■ 2-3.8未満  
■ 1-2未満 ■ 0.23-1未満 ■ 0.23未満 (単位: マイクロシーベルト毎時)

平成28年と令和元年の比較では、除染効果と自然減衰により、放射線量の低減が認められます。今後も国に対し、適切な対応を求めていきます。



## ■やすらぎ霊園使用者を募集しています

墓地の使用は、原則として使用者1人につき1区画です。ただし、特別な理由があると町が認めた場合、2区画を同時に使用できます。

### <注意事項>

- ・町民以外の方を含め、どなたでも申し込みいただけます
- ・旧警戒区域内の墓石を移転して使用はできません。新規建立に限ります
- ・別の墓地からお骨を移動される際は、改葬許可証および使用許可証が必要です
- ・自宅等で管理されているお骨を納骨する際は、埋火葬許可証および使用許可証の提出が必要です

●でんわ 0240-23-7095 ●ファクス 0240-23-7893

●メール sangyokensetsu@town.okuma.fukushima.jp

最新情報は  
こちらから



## ■鳥獣駆除対策

令和2年度の駆除実績をお知らせします。

### <イノシシ駆除>

実施区域	事業主体（事業受託業者）	箱わな数	令和2年捕獲数 （8月末）	前年度実績
帰還困難区域	環境省（自然環境研究センター）	96基	445頭	718頭
中屋敷・ 大川原地区	大熊町（ALSOK福島）	30基	33頭	192頭

### <アライグマ、ハクビシン駆除>

環境省が帰還困難区域で平成28年から実施し、今年8月までの捕獲数はアライグマ101頭、ハクビシン18頭です。

## ■農林水産業に関する方針・取り組み

町内で営農再開を支援するとともに、令和元年4月に植物栽培施設を稼働しました。

### <営農再開支援事業>

事業内容	除染後の農地を耕起・除草、保全管理を目的とする		
事業実施主体	大熊町農業復興組合		
事業地	中屋敷地区・大川原地区・特定復興再生拠点区域内の先行除染農地（田畑）		
対象面積 （令和2年度）	耕起（年3回）	約250ha	※対象面積は除染の推進に併せ追加予定
	除草（年3回）	約250ha	※対象面積は除染の推進に併せ追加予定

### <植物（イチゴ）栽培施設>

管理運営者	（株）ネクサスファームおおくま		
敷地面積	約4.8ha		
栽培品目・方式	イチゴ・ポットスライド型高設養液栽培		
栽培施設構造	太陽光利用型耐候性鉄骨フィルムハウス		
栽培施設面積	温室面積	約22,500㎡	
育苗施設面積	温室面積	約2,700㎡	
付属設備等	集出荷管理棟 約1,100㎡（事務所、選別、保冷、貯蔵、出荷）、 機械・作業室等 約2,500㎡		



●でんわ 0240-23-7143 ●ファクス 0240-23-7852

●メール kokuhonenkin@town.okuma.fukushima.jp

最新情報は  
こちらから



### ■後期高齢者医療保険料に関するお知らせ

避難指示が解除された区域に住民登録していて、基礎控除後の所得が600万円を超える世帯（上位所得層）は、解除の翌年度10月分から保険料の減免対象外となり、保険料等が発生します。

平成31年4月に解除となった中屋敷・大川原地区の上位所得層の方は、今年度から保険料を納めていただくこととなります。

※保険料等の減免は、国が毎年決めています

### ■国民健康保険・後期高齢者医療保険医療費の一部負担金

平成31年4月に避難指示が解除された中屋敷・大川原地区に住民登録していて、基礎控除後の所得が600万円を超える世帯（上位所得層）は、解除の翌年度10月分から医療費の一部負担金免除の対象外となります。

震災時に帰還困難区域内に住民登録がある方は、令和3年2月28日まで免除は継続されます。

なお、転入により新たに世帯を形成する方で、原発事故に伴う被災を受けていない方は、免除対象となりません。

※一部負担金の免除は、国が毎年決めています

## メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## ■大川原地区に新しい教育施設を整備します

令和5年4月の開校を目指し、大川原地区に幼保小中一貫の教育を行い、住民が共に利用できる教育施設の整備を進めています。

現在、基本構想・基本計画が策定され、設計業者の選定を行っています。

	2020年												2021年												2022年												2023年							
	令和2年度												令和3年度												令和4年度												令和5年度							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
基本構想・基本設計等	■																																											
設計等													■																															
建設工事等																									■												町内で開校							

## ■新しい義務教育学校の校名案を募集します

大熊町立の小中一貫校（義務教育学校）が開校します。温故創新の理念のもと、先人に学び、新しい文化を紡ぐ教育を展開していく中で、「愛と英知と活力」に溢れ、誇りをもって、自分の未来を切り拓いていく子どもの姿を目指します。まず令和4年4月に会津若松市で開校し、翌5年4月に町内大川原の新校舎で改めて開校します。

そこで、この新しい義務教育学校が町民の皆さんに親しまれ、愛着をもっていただけるようなフレッシュでシンボリックな校名案を募集します。

・募集期間

11月1日（日）～12月15日（火）

・応募方法

詳しくは、広報おおくま 11月1日号に同封するチラシをご覧ください

## TOPICS ～国の登録有形文化財に石田家と渡部家～

大川原地区の石田家住宅と渡部家住宅は、相馬藩の武家でありながら農業にも精を出していた在郷給人の屋敷を代表する貴重な建物であることが認められ、国登録有形文化財として保存していくことになりました。教育委員会では、今後修繕を加えつつ、保存と活用に努めていく予定です。



石田家住宅



渡部家住宅

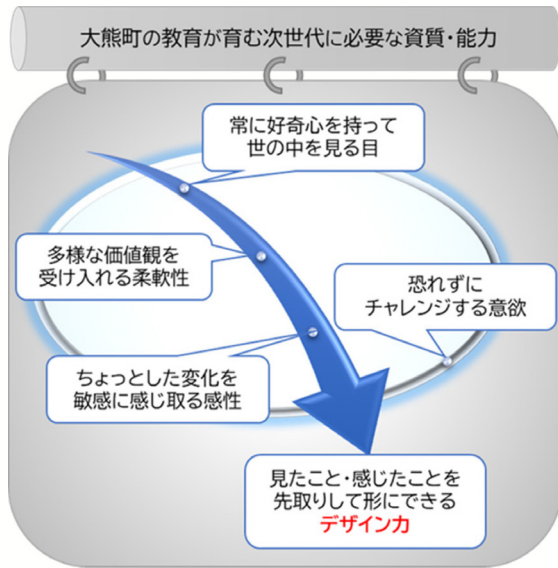


SDGs を見据えた おおくまの学校教育（おおくまプラン）

大熊町教育委員会  
発行 令和2年8月

町の教育理念	<b>温 故 創 新</b> （先人に学び、新しい文化を紡ぐ教育）
温 故	読書活動、調べる学習、ふるさと教育、心の教育など、これまで取り組んできた教育（おおくまのDNA）を引継ぐ。
創 新	これからの時代に求められる資質・能力を育成できるように、デジタルとアナログを生かし、多様な個に対応した個別最適な学びを保証する。

町の教育目標	<b>愛と英知と活力</b> ～誇りを持って、自分の未来を切り拓いていく～
--------	---------------------------------------



おおくまの学校教育が  
めざす子どもの姿

**誰もが Let's Challenge !**  
**未来をつくる アイ & プライド**

「おおくま」を学び、「おおくま」から学び、「おおくま」を創り出す子ども

【アイ】は、「愛」と「Eye」（眼識・ものを見る目）と4つの「I」

・「Individual」（個性の発揮） ・「Inclusion」（認め合い）  
・「Innovation」（新機軸） ・「Intelligence」（すぐれた知恵）を表します。

一人一人の多様性に応じた誰もが学び育つ環境の中で、今までに捉われない新しい工夫や方法を積極的に取り入れ挑戦することにより、自分の資質・能力を伸ばし自分の人生を豊かに、そして幸せにするとともに、世界中のどこにいても何をしていても「**学びのふるさと おおくま**」に誇り（プライド）を持ち、「**おおくまの未来**」を考える子どもの姿を目指します。

～ 習得（習熟）・探究の循環的な学び～

多様性（多様な人との関わり・多様な学びの方法）  
に対応した**個別最適化された学び**  
〔イエナプラン教育の理念に学ぶ〕

教科学習の個別最適化

循環的な学び

循環的な学び

探究学習のSTEAM化

【教科学習の個別最適化】

「一人一人が」  
「自分の目標をもとに」  
「自分のペースで」  
「自分に合った方法で」  
「個別に、時に協働的に」  
「自分から進んで」  
「学習をマネジメントする」

AIを活用し、子どもたち一人一人の**学習進度**に応じたきめ細やかな指導

（確実な習得と習熟）

【探究学習のSTEAM化】

「現代的な諸課題がテーマ」（SDGsの目標17項目に関連）

「各教科の知識・考え方を統合的に働かせる」（教科横断的な学習）

「問題解決を試みる」  
「ものづくり（本づくり）に取組む」（デザイン思考の育成）

「新たな価値の創造を  
実感し、活用する」（総称）

未来デザインの時間

心の教育が全ての基盤

～ 未来デザインの時間の学習～

未来志向の環境教育

〔学習内容〕

「SDGsの目標17項目に関連付けた内容」

- 1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10...

脱炭素社会  
スマートスクール  
へ挑戦!!

～ 未来デザインの時間の学習の流れ～

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
教育課程の区分	前期課程 (小学校学習指導要領)					後期課程 (中学校学習指導要領)			
教科学習の指導形態	学級担任制					教科担任制			
未来デザインの時間 (未来デザイン科)	具体的な活動や 体験※及種別を自由		テーマに基づく学び方学習			個人による探究的な学習			
指導区分	第1ステージ		第2ステージ			第3ステージ			

～ これまでの充実した取組がベース～

アナログ × デジタル  
読書の町 読み聞かせ → 本の生まれる学校  
調べる学習(図書活用+探究活動)  
→ 探究学習のSTEAM化  
特別支援教育 → 個別指導計画 個別学習計画  
ICT教育 → 5G・AIなど最先端のICT教育  
英語教育 → 技能教科での英語活用  
ふるさと教育 → 大熊DNAデザイン

混在 × 多様性

## ～最後に～

### ■大熊町職員を毎年募集しています

問大熊町役場 総務課 [Tel 0240-23-7568](tel:0240-23-7568)  
[Mail somu@town.okuma.fukushima.jp](mailto:somu@town.okuma.fukushima.jp)

大熊町は毎年、大卒程度と高卒程度の職員採用候補者試験を行っています。

震災・原発事故から10年が過ぎようとしています。始まったばかりの復興、避難先に暮らす町民への寄り添い、帰還した町民のための行政サービス等、とてもやりがいのある職場です。おおくま再生に力を貸してくれる新しい力の参画をお待ちしています。

### —職員採用試験の流れ—

#### <大卒程度>

募集期間

5月中旬～6月中旬

試験日

1次…7月中旬

2次…9月下旬

#### <高卒程度>

募集期間

7月中旬～8月中旬

試験日

1次…9月中旬

2次…11月下旬



### 【全体のお問い合わせ先】

大熊町役場 総務課 秘書広聴係

住 所：〒979-1306 大熊町大川原字南平 1717

でんわ：0240-23-7568

ファクス：0240-23-7845

メー ル：somu@town.okuma.fukushima.jp



# < 町政懇談会資料に関するお問い合わせ用紙 >

※点線に沿って切り取った後、同封の茶色い封筒（切手不要）に入れて郵送してください

ご質問のあるページ ( ) ページ

ご質問のある課 ( ) 課

ご質問の内容 ～ご自由にご記入ください～

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

【差しつかえなければご記入ください】

現在のご住所 〒 \_\_\_\_\_

震災前のご住所 〒 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

お電話番号 ( ) \_\_\_\_\_